

越後石山駅前地域交流拠点施設整備事業基本構想策定委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越後石山駅前地域交流拠点施設整備事業基本構想策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 越後石山駅前地域交流拠点施設整備事業基本構想を策定するため、策定委員会を設置する。

(協議事項)

第3条 策定委員会は、基本構想における次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 基本理念
- (2) 各室規模・設備
- (3) 駐車場・駐輪場（その他外構を含む）規模
- (4) 園芸センター記念公園の整備及び活用（前号規定の外構部分を除く）
- (5) その他、越後石山駅前地域交流拠点施設整備及び運用に関し必要な事項

(構成員)

第4条 策定委員会は次の各号に掲げる者から合計12名以内の者を選出するものとする。

- (1) 地域コミュニティ協議会構成員
- (2) 公民館活動協力員
- (3) 地域に居住する15歳から34歳の若年層の者
- (4) 東区自治協議会会長
- (5) 新潟市職員

2 前項により選出する者は、前項各号から1名以上選出しなければならないものとする。

3 策定委員会に、追加の構成員を選出する必要がある場合、第1項の規定人数に満るまで、随時追加の構成員を選出することを妨げない。

(委員長)

第5条 策定委員会に委員長を1名置く。

2 委員長は構成委員の互選により1名選出するものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(副委員長)

第6条 策定委員会に副委員長を1名置く。

- 2 副委員長は構成員の中から、委員長の指名をもって選出するものとする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、これを代理する。

(策定委員会の開催)

第7条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 策定委員会の議長は委員長をもって充てる。
- 3 策定委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、東区地域課に置く。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月25日から施行する。